

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 組織及び体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための、組織及び体制、職員の配置及び所掌事務等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各局区の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 各局区における平素の業務 (各局区)

市の各局区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

○ 市の各局区における平素の業務

局 区 名	平 素 の 業 務
危機管理対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の保護に関する総合調整に関すること ・ 国民保護協議会の運営に関すること ・ 市国民保護計画に関すること ・ 初動体制や職員の参集基準の整備に関すること ・ 通信体制の整備に関すること ・ 避難施設の指定に関すること ・ 警報の伝達、避難の指示の伝達及び緊急通報の伝達の整備に関すること ・ 国民保護に関する情報の収集に関すること ・ 道、指定地方行政機関、指定地方公共機関等との連絡調整に関すること ・ 国民の権利権益の救済に関すること ・ 赤十字標章等及び特殊標章等に関すること ・ 研修及び訓練に関すること ・ 国民保護に関する啓発に関すること ・ 物資及び資機材の備蓄等に関すること ・ 安否情報の収集、提供体制の整備に関すること ・ 被災情報の収集、体制の整備に関すること ・ 生活関連等施設の総括に関すること ・ 自主防災組織等への支援に関すること ・ その他各局区に属さない国民保護措置等に関すること など
会計室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護措置の実施に要する費用の出納に関すること ・ 関係金融機関等との連絡調整に関すること など

総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道機関との連絡調整に関する事 ・ 国民保護に係る広報及び広聴の総合調整に関する事 ・ 本庁舎の管理及び国民保護対策車両の確保等に関する事項 ・ 国民保護に係る中央関係機関との連絡調整に関する事 など
まちづくり政策局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧計画の総合調整に関する事 ・ 避難時における交通関係機関との調整に関する事 など
財政局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護対策予算その他財政に関する事 ・ 被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関する事 など
市民文化局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民組織等との連携協力体制の調整に関する事 ・ 日本赤十字社北海道支部との連絡調整に関する事 ・ 文化に関する事 など
スポーツ局	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ施設に係る災害対策に関する事項
保健福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関等との連絡調整及びこれらに対する支援の要請に関する事 ・ ボランティア団体等の受入れ及び配置計画に関する事 ・ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事 ・ 所管施設の整備に関する事 ・ 死体の処理並びに火葬及び埋葬に係る調整に関する事 など
子ども未来局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管施設の整備に関する事 など
環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理に関する事 など
経済観光局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工団体等との連絡調整に関する事 ・ 緊急生活物資等の調達及び運送に関する事 ・ 労働団体との連絡調整に関する事 ・ 観光に関する事 など
建設局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等の被災対策の総合調整に関する事
下水道河川局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川等の被災対策の総合調整に関する事 ・ 下水道施設の整備に関する事 など
都市局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市営住宅の整備に関する事 ・ 応急仮設住宅に関する事 ・ 被災建物の危険度判定等に関する事 など
交通局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管する車両及び施設の整備に関する事 ・ 乗客の避難誘導に関する事 など
水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水の安定供給に関する事 ・ 応急給水に関する事 ・ 所管施設の保全及び復旧に関する事 など
病院局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護措置に係る医療に関する事 など
消防局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火・救助・救急活動体制に関する事 ・ 消防団に関する事 など
各区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警報の伝達の整備に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導體制の整備に関すること ・ 被災及び安否情報の収集体制の整備に関すること ・ 自主防災組織、地域住民組織等との協力体制の整備 ・ その他国民保護措置に関すること など
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管施設の整備に関すること ・ 避難施設として指定した所管施設の整備に関すること など
選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査事務局 農業委員会事務局 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急応援に関すること など

2 職員の参集基準等 (各局区)

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃事態等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、既存の災害対応の体制等を活用して24時間即応可能な体制を確保する。

なお、住民からの通報に備え、以下の防災に係る連絡体制についても活用する。

① 消防局との連携

危機管理対策室は、24時間体制で対応している「消防指令情報センター」と連携し、国民保護に関する情報収集・伝達の24時間体制を確保する。また、消防局は、武力攻撃事態等に関する情報を入手した場合には、直ちに危機管理対策室等へ連絡することとし、情報の共有化と初動体制の強化を図る。

なお、情報の入手時が夜間・休日の場合には、防災に係る連絡体制に準じて、危機管理対策室担当課長等の携帯電話等にすみやかに連絡する。この場合、危機管理対策室が必要と認めたときは、防災に係る連絡体制に準じて、各局区の危機管理担当課長及び係長へ消防局の「消防指令情報センター」から一斉に緊急な情報を伝達する。

② 総務局との連携

危機管理対策室は当直体制をとっている「防災センター」と連携し、夜間・休日等に武力攻撃事態等に関する情報を入手した場合には、直ちに危機管理対策室担当課長等に連絡することとする。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長を常時補佐できる体制を整備する。

【職員参集基準】

	体制	参集職員	基準	
事態認定前	情報連絡室体制	危機管理対策室職員が参集	市の全局区での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	
	緊急事態連絡室体制	市国民保護対策本部体制に準じて参集	市の全局区での対応が必要な場合(事態認定につながる可能性がある事態が発生した場合、又は、そのような事態が発生する恐れがあるとの通報又は通知を受けた場合)	
	市災害対策本部及び緊急災害対策実施本部体制	市地域防災計画による。	多数の死傷者が発生し、又は発生する可能性がある場合	
事態認定後	情報連絡室体制	危機管理対策室職員が参集	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全局区での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合
	緊急事態連絡室体制	市国民保護対策本部体制に準じて参集		市の全局区での対応が必要な場合
	市国民保護対策本部体制	全ての市職員が各職場に参集	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	

(注) 事態が緊急処理事態と認定された場合には、上表の「国民保護対策本部」は「緊急処理事態対策本部」と読み替えるものとする。

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び危機管理担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

また、各局区は、職員への連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び危機管理担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市長（市国民保護対策本部長（以下「市対策本部長」という。））の代替職員は、以下のとおりとする。

【市対策本部長の代替職員】

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）
市長 (市対策本部長)	副市長 (市対策副本部長)	危機管理対策室長 (市対策本部事務局長)

(6) 職員の所掌事務

市は、(3)に示す体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用し、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ① 交代要員の確保その他職員の配置
- ② 食料、燃料等の備蓄
- ③ 自家発電設備の確保
- ④ 仮眠設備等の確保 等

3 消防局及び消防団（以下、「消防局等」という。）の体制（消防局）

(1) 消防局における体制

消防局は、既存の災害対応における初動体制や職員（消防団員を含む。）の参集基準に準じ、国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、道と連携し、地域住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備等の取り組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、道と連携し、消防団員に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等 (各局区)

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。なお、手続きに関しては以下の手続項目ごとに、それぞれの国民保護措置を実施した各局区が担当するものとし、危機管理対策室及び総務局のほか、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

区 分	救済にかかわる手続き項目
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事 (法第82条)
	応急公用負担に関する事 (法第113条第1項・5項)
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事 (法第85条第1項・2項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
	医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1項・2項)
不服申立てに関する事 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事 (法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、札幌市公文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、道、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方 (各局区)

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、道、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市は、市国民保護協議会等を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 国の機関との連携 (危機管理対策室)

(1) 指定地方行政機関との連携

市は、国民保護措置が円滑に実施されるよう、指定地方行政機関との連携を図る。

(2) 自衛隊との連携

市は、自衛隊による国民保護等派遣が円滑に行われるよう、自衛隊との連携を図る。

3 道との連携 (危機管理対策室、建設局、下水道河川局、関係局)

(1) 道の連絡先の把握等

市は、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、緊急時に連絡すべき道の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（ファックス）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行う。

(2) 道との情報共有

市は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、道との間で緊

密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の道への協議

市は、道との国民保護計画の協議を通じて、道の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 道警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、交通規制に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、道警察と必要な連携を図る。

4 他市町村との連携 (危機管理対策室、消防局、関係局)

(1) 市町村との連携

市は、他市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、他市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている政令指定都市及び「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消火・救助・救急活動等が円滑に行われるよう、既存の北海道広域消防相互応援協定について必要に応じて見直しを行う等により、武力攻撃災害の防御活動等における連携強化を図る。

5 指定公共機関等との連携 (危機管理対策室、保健福祉局、経済観光局、消防局)

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、市災害時基幹病院及び医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取り組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

なお、関係機関との協定一覧については、「資料編」に記載する。

6 自主防災組織、ボランティア団体等に対する支援(危機管理対策室、市民文化局、保健福祉局、消防局、区、関係局)

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織や住民組織等の防災リーダー^(*)等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社北海道支部、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るよう努める。

第3 通信の確保

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、情報通信手段の確保が重要である。

このため、市は、災害時等における非常通信体制や情報通信手段の整備に関し、以下のとおり定める。

(各局区)

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された北海道地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(*) 防災リーダー

防災対策に関する知識や技術を有し、自主防災活動等において中心的な役割を担う者

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知及び伝達、安否情報の収集・整理等、被災情報の収集・報告を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方 (各局区)

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等の収集及び整理を行い、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、非常通信体制を確保し、効率的な情報の収集、整理及び提供を行う。その際には、以下の事項に十分留意し、その運用・管理、整備等を行う。

施設 ・ 設備 面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 ・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、障害発生時における関連機器装置の二重化等の情報収集体制の整備を図る。 ・ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 ・ 被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、道対策本部等に伝送する画像伝送無線システムを定期的に総点検する。 ・ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運 用 面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 ・ 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 ・ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 ・ 無線通信系の通信輻輳時の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で防災行政無線及び消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 ・ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 ・ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 ・ 国民に情報を提供するに当たっては、報道機関、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、

外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても、その特質に応じ情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー^(*)等に留意しながらデータベース^(**)化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(危機管理対策室、総務局、市民文化局、保健福祉局、消防局、区、関係局)

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、高齢者や障がい者等を代表する団体、また、国際交流や観光を促進している団体等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人及び観光客等に対し、その特質に応じた伝達に配慮する。

警報については、国及び道からのEm-Net(緊急情報ネットワークシステム)や全国瞬時警報システム(J-ALERT)を用いた通知に基づいて、指定公共機関及び指定地方公共機関である放送事業者からテレビやラジオにより放送が行われることとなるが、市では、広報車両等やホームページ等を活用した伝達にも努めることとする。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる防災行政無線の整備に努める。

(3) 道警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(*) 情報セキュリティー

企業・組織における情報資産全般の機密性、完全性、可能性のこと。

(**) データベース

系統的に整理・管理された情報の集合体のこと。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、道から警報の通知を受けたときに市長が迅速に警報の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、道との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、道と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取り組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取り組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理、報告及び提供に必要な準備 (各局区)

(1) 安否情報の種類、収集及び報告

市が収集する避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報は下表のとおりである。また、市長は、原則として、収集した安否情報を武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）に規定する安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて知事に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|---|
| 1 避難住民・負傷住民 |
| ① 氏名 |
| ② フリガナ |
| ③ 出生の年月日 |
| ④ 男女の別 |
| ⑤ 住所（郵便番号を含む） |
| ⑥ 国籍 |
| ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） |
| ⑧ 負傷(疾病)の該当 |
| ⑨ 負傷又は疾病の状況 |
| ⑩ 現在の居所 |
| ⑪ 連絡先その他必要情報 |
| ⑫ 親族・同居者への回答の希望 |
| ⑬ 知人への回答の希望 |
| ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意 |
| 2 死亡住民 |
| (上記①～⑦に加えて) |
| ⑮ 死亡の日時、場所及び状況 |

- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

(2) 安否情報収集等のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、道の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

【安否情報の収集における主な役割分担】

危機管理対策室	安否情報の集約・取りまとめ・整理、道への報告
総務局	市職員の安否情報の確認、報道機関との連絡調整
保健福祉局	医療機関・社会福祉施設等に関する情報収集
子ども未来局	保育園等に関する情報収集
交通局	地下鉄施設等に関する情報収集
病院局	市立病院等に関する情報収集
消防局	消火・救助・救急活動に関する情報収集
区	避難所等に関する情報収集
教育委員会	市立学校に関する情報収集
その他	所管施設等に関する情報収集

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関をあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備（各局区）

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当を定めるとともに、必要な体制の整備を図る（被災情報の様式は資料編を参照）。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて国民保護措置に係る対応能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修 (危機管理対策室、総務局、消防局、関係局区)

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、道消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、道等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、道と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト^(*)、eラーニング^(**)等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、防災関係機関の職員や学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練 (危機管理対策室、関係局区)

(1) 市における訓練の実施

市は、国、道、他市町村等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ^(***)作成等、既存のノウハウ^(*)を活用するとともに、防災関係機関等との連携による、

(*) 国民保護ポータルサイト

内閣官房が作成している、国民保護に関する各種情報がまとめられているホームページ。国民保護のための仕組みや、武力攻撃・テロなどの際の避難に当たっての留意点などが解説されている。<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

(**) eラーニング

パソコンやコンピュータなどを利用して教育を行うこと。教室で学習を行う場合と比べて遠隔地にも教育を提供できる点や、コンピュータならではの教材が利用できる点などが特徴

(***) シナリオ

特定の物事の筋書き

NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害等への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

市が訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練 など

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要する者について、その特質に応じた確かな対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、町内会・自治会や自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。なお、この場合、住民の訓練への参加は、自発的な意思によるものであって、強制にわたることがあってはならない。
- ⑤ 市は、道と連携し、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、地理的特性に応じた避難、救援等の国民保護措置を適切に行うため、冬期間などの訓練の実施について検討する。
- ⑦ 市は、道警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

(*) ノウハウ
専門的な技術・知識やコツ

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する備え

第1 避難に関する備え

市長は、知事から市域内の住民に対する避難の指示の通知を受けたときは、住民等に対して避難の指示の伝達を行うこと、また、本市は大都市特例により自ら避難施設の指定を行うことから、避難に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項（危機管理対策室、保健福祉局、子ども未来局、建設局、教育委員会、区、関係局）

(1) 基礎的資料の準備

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、必要な基礎的資料を収集し随時更新する。

また、本市は積雪寒冷地であるため、積雪により道路が寸断され、場合によっては一部地域が孤立する状況が生じるおそれがあることにかんがみ、道路の除雪や閉鎖状況等の照会先や冬季における交通機関の輸送体制等の把握については特に留意する。

なお、市が集約・整理すべき基礎的資料は概ね以下のとおりである。

ア 地図

- ・ 地形図
- ・ 住宅地図

イ 人口分布

- ・ 夜間人口、世帯数
- ・ 昼間人口
- ・ 地域国籍別外国人登録人口

ウ 輸送網・輸送力

- ・ 道路網図
- ・ 緊急輸送路路線図
- ・ 鉄道輸送力
- ・ 空港
- ・ ヘリポート

エ 避難施設

オ 生活関連等施設等

カ 関係機関

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者、外国人等要配慮者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、要配慮者それぞれの特質に応じ避難対策を講じる。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合には、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から各事業所における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成 (危機管理対策室)

市は、関係機関（道、道警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、高齢者、障がい者、外国人その他自ら避難することが困難な者については、その特質に応じ避難方法等に配慮する。

3 避難施設の指定 (危機管理対策室、建設局、都市局、教育委員会、区、関係局)

(1) 避難施設の指定の考え方

市長は、区域の人口、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、道と連携し避難施設の指定を行う。

避難施設の指定の際には、その指定に関する考え方や手続きなどに関して整合性が確保されるよう道との連携を図る。

(2) 避難施設の指定に当たっての留意事項

① 避難施設として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設も指定するよう配慮する。

- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する。
 - ③ 事態において避難施設に住民を可能な限り適切に受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数や施設特性を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
 - ④ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
 - ⑤ 物資等の搬入・搬出及び避難住民の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れまたは救援を行うことが可能な構造及び設備を有する施設を指定するよう配慮する。
 - ⑥ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。
 - ⑦ 避難時期や避難の長期化により冬季において使用することも想定されるため、除雪体制や暖房設備が整備されている施設を指定するよう配慮する。
- (3) 避難施設の指定手続
- 市長は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。
- また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。
- (4) 避難施設の廃止、用途変更等
- 市長は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、市に届け出るよう周知する。
- (5) 避難施設の指定等の報告
- 市長は、避難施設を指定したとき及び指定を解除したとき、又は上記(4)の届出があったときには、知事に報告する。
- (6) 避難施設データベースの共有化
- 市長は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を知事に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期的に知事へ報告する。
- (7) 住民に対する情報提供

市長は、住民に対し、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

4 運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等 (危機管理対策室、建設局、交通局)

市は、道と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、運送事業者である指定公共機関等やその他の関係機関との協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民の運送を実施する体制を整備するよう努める。

特に、冬季の道路においては、積雪により幅員が減少したり、閉鎖となる区間が生じることを踏まえ、冬季における鉄道を活用した運送の実施体制について検討を行う。

(1) 運送事業者の輸送力の把握

市は、道と連携して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や、運送事業者や北海道運輸局等からの聞き取り等により、運送事業者の輸送力について把握し、それらの情報を共有する。

(2) 輸送施設に関する情報の把握

市長は、道と連携して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、北海道運輸局等の協力を得て、避難住民の運送を円滑に行う観点から、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報について把握し、それらの情報を共有する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 輸送力に関する情報<ul style="list-style-type: none">① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
○ 輸送施設に関する情報<ul style="list-style-type: none">① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)③ 飛行場 (飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など) |
|---|

(3) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民の運送を円滑に行うため、道と連携し、市域に係る適切な運送経路の把握に努める。

第2 救援に関する備え

市長は、大都市特例により、国から救援の指示を受けたときは、市長自ら救援措置を行うことから、救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 救援に関する基本的事項（危機管理対策室、保健福祉局、都市局、関係局）

(1) 道との調整

市は、市の行う救援の活動内容について、道との間で情報の共有化を図るとともに、近隣市町村からの避難住民に対する救援に関して、あらかじめ道と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備

市は、道と連携して、救援に関する措置を迅速かつ適切に実施できるようにするため、必要な資料を収集し、随時更新する。

- ① 福祉避難所として活用できる社会福祉施設
- ② 宿泊施設等並びに長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等
- ③ 関係医療機関等
- ④ 備蓄物資

また、本市が積雪寒冷地であることにかんがみ、冬季における救援を考慮して、暖房器具や自家発電機の備蓄状況又は調達体制等の把握については特に留意する。

(3) 電気通信事業者との協議

市長は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

(4) 医療の要請方法等

市長は、医療関係団体等に対し医療救護班（医師、看護師等で構成する。以下同じ。）の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ調整する。

この場合において、国、道及び医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃^(*)に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

(*) NBC攻撃

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。

2 物資及び資機材の備蓄 (危機管理対策室、保健福祉局、水道局、病院局、消防局関係局)

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資機材については、従来の防災のために備えた物資や資機材と共通するものが多い。そのため、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、札幌市地域防災計画で定めている備蓄品目や備蓄基準を踏まえ、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために特に必要な物資及び資機材

市は、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品の確保について国及び道の整備の状況等も踏まえ、道と連携しつつ対応する。

【国の役割】

安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。また、国民保護措置の実施のために特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされている。

(3) 道との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、道と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資機材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

3 運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等 (危機管理対策室、建設局、交通局)

本章「第1 避難に関する備え」の「4 運送事業者の輸送力及び輸送施設の把握等」に準じて、市は、道と連携し、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、運送事業者である指定公共機関等やその他の関係機関と協議の上、運送ネットワークの形成に努めながら、緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

第3 武力攻撃災害への対処に関する備え

武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 生活関連等施設の把握等（関係局区）

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、道を通じて把握するとともに、道との連絡体制を整備する。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管道担当部局】

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管道担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	総務部 危機対策局
	2号	ガス工作物	経済産業省	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
	6号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	
	3号	火薬類	経済産業省	
	4号	高压ガス	経済産業省	
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省 農林水産省	
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	
	11号	毒性物質	経済産業省	

(2) 生活関連等施設の安全確保

市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知。）に基づき、下記①から③などに留意しながら、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置について定める。

- ① 施設の巡回を実施するなど、自主警戒の強化に努めること
- ② 関係機関との連絡網の構築に努めること
- ③ 施設への出入り管理に当たっては、身分確認に努めること など

(3) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設や公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、道の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、道及び道警察等との連携を図る。

2 市が管理する施設等の整備及び点検等 (建設局、水道局、区、関係局)

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備や点検を行う。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の仕組みを活用して、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用して整備を行い、その適切な保存を図るよう努める。

第3章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護措置やその実施における基本的人権への配慮に関する啓発や、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発 (危機管理対策室、教育委員会)

(1) 啓発の方法

市は、国及び道と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置やその実施における基本的人権への配慮の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、大きな文字や点字、外国語を使用した広報媒体を使用するなど特質に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携しながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、道教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び安全対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、基本的人権を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発 (危機管理対策室)

市は、住民が武力攻撃災害の兆候を発見した場合は市長等に対し通報しなければならないことや不審物等が発見した場合は管理者に対し通報すること等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、武力攻撃事態や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料(内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など)を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社北海道支部、道などとともに、傷病者の応急手当等の知識について普及に努める。